

第5回 板橋区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

平成18年11月13日（月）
午前9時30分～午前11時30分
グリーンホール 2階ホール

事務局	<p>ただいまより、第5回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員に人事異動があり、変更となりましたので、報告いたします。 宮園自動車株式会社 「澁谷委員」から「濱田委員」へ変更となりました。尚、「濱田委員」は、本日欠席です。</p> <p>介護保険課長「小林委員」から「田中委員」へ変更となりました。「田中委員」につきましても欠席です。</p> <p>国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 輸送課長の代理兼、オブザーバーとして出席していただいております。東京運輸支局輸送課輸送第二係長の「小林様」が、運輸企画専門官の「中村様」へ変更となりました。</p> <p>「林委員」は本日欠席です。</p> <p>本日の運営協議会は、先に送付いたしました次第では団体協議の後に道路運送法の一部改正についての説明となっておりますが、委員の方より、道路運送法の一部改正についての説明、板橋区における福祉有償運送の必要性、団体協議の順にすすめるべきではとの意見がございました。順序および内容の一部を変更いたします。本日、机上に配付いたしました次第に沿って進めていきたいと思っております。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none">・資料の確認・会長あいさつ <p>運営協議会は先に改正された道路運送法に基づき、進めていきます。</p>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none">・道路運送法の一部改正について <p>※「資料5」、「資料6」、「資料7」、「資料8」、「資料9」について、説明を行なった。</p> <p>《資料参照》</p> <p>第51条の16については、今後解釈が変更となる可能性がある。今回の改正についても質問、意見、要望等あれば国土交通省まで連絡してほしい。</p>
A委員	<p>セダン運転者資格の説明で、NPO等の負担が重いとの意見がありましたが、資格要件を緩和することを検討しているようですが。</p>

国土交通省	大変厳しい資格要件になっているので、資格要件を緩和することを検討しています。
会長	ある程度、資格要件を広げることは良いことですね。
A委員	安全を損なわないような検討をお願いしたい。
会長	<p>運転者研修を計画するに当たっては、国土交通省の許可申請等、十分に日程を考慮して計画してほしい。</p> <p>外部の研修については、金額的・日程的なかなか余裕が無いと思います。</p> <p>今後、研修について、行なっていないと国土交通省より罰則が定められるかもしれません。</p> <p>今回の通達で研修が指定されましたが、今後、タクシー事業者や NPO の意見を聴いて変更となる可能性もあります。疑問に思うことは、積極的に意見を出してください。複数乗車のように今回の改正で明記されましたということも考えられます。もっとも海外では複数乗車は常識となっていますが。</p>
事務局	<p>・板橋区における福祉有償運送の必要性について</p> <p>板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正について、「資料 2」、「資料 4」を説明した。</p> <p>板橋区における福祉有償運送の必要性について「資料 10」読上げ。</p>
会長	<p>高齢者の状況について、介護保険が改正されています。世田谷区で要介護度別、セダンが必要な方、福祉車両が必要な方の調査を行ないました。</p> <p>杉並でも厳密な調査を行なっています。板橋区でも、もう少し詳しいデータがあった方が良かったですね。</p> <p>福祉タクシー券契約会社の福祉車両台数ですが、52,066 台に対し 205 台とのことです。サンフランシスコでは、約 1/20 です。</p> <p>道路運送法第 4 条で営業している方は、現在、流し営業は出来ませんが、これらの方の収入が安定するよう、流し営業の許可を国土交通省をお願いしたい。</p> <p>NPO の支援も大切ですが、第 4 条で営業している方が生活できるよう予約センターの設置等検討していただきたい。</p> <p>《板橋区における福祉有償運送の必要性について了承された》</p>
事務局	<p>・「NPO 法人 ブリッジ」の登録申請について協議</p> <p>概略説明</p> <p>NPO 設立は、平成 16 年 3 月、当初から高齢者、障がい者等の移送サービスを行っていた。移送対価について無料でおこなっていたが、ガソリンの高騰、会員の増により、道路運送法第 79 条の 2 の登録申請に至った。</p>
ブリッジ	<p>当初、1 名の方を移送したところ、口コミで広がり、現在 40 名の会員がおります。内訳は、高齢者、障がい者でその多くは、透析患者の方です。移送の範囲は、すべて板橋区内で自宅から病院等がほとんどです。</p>

	<p>運転者は4名で、その内1名が2種免許を所持しております。運行管理については私が行ないます。運転者の研修等レベルアップを図っていきます。</p> <p>料金については、距離料金を採用しており、2kmまで300円、2km～2.5kmまで400円、2.5kmから3kmまで500円、3km以上については、1km毎100円の加算を考えております。こちらの料金については、おおよそタクシー料金の半額となっております。</p> <p>車両については、福祉車両1台、セダン型1台です。任意保険につきましては、保障内容について保険会社に確認は得ています。</p>
会長	移送以外には、どのような活動をしていますか。
ブリッジ	当初は、「引きこもり」、「不登校」の方の援護を行なってきました。その後、平成17年8月より、介護保険居宅介護事業、訪問介護事業を行なっています。
会長	訪問介護によって、移送が始まったのですか。
ブリッジ	その前からです。
会長	現在、会員40名とのことですが、人工透析患者の方はどのくらいですか。
ブリッジ	8割程度です。
会長	その他の方は。
ブリッジ	障がい者です。
会長	今まで、謝礼等の授受はありましたか。
ブリッジ	利用者から、謝礼の贈与はあったが、受け取りは断りました。
会長	どのくらい走行されますか。
ブリッジ	1ヶ月に換算して、300回程度です。年間3,600回程度です。1日6名程度の移送です。
国土交通省	申請書と会員名簿との数字に違いがあるようですが。
ブリッジ	申請書に記載間違いがありました訂正します。

会長	<p>介護保険法の改正により、要介護者から要支援者へと変更となる方が増えてくると 思います。要介護者と要支援者とをここで区別する必要はあるのでしょうか。 要介護者から要支援者への変更が発生する度、変更の申請を行わなければならないのは、事業者にとっても負担ではないでしょうか。</p>
国土交通省	<p>検討いたします。</p>
A委員	<p>介護保険法の改正により、要介護者から要支援者となった際、板橋区福祉有償運送 運営協議会では、要介護者から要支援者への変更については認めようとのことですね。 それについては、理解しましたが、ただ、手続きは必要ではないでしょうか。</p>
国土交通省	<p>軽微な事項の変更に該当します。要支援者に移送者を拡大する際は、運営協議会での 確認が必要です。(注1)</p>
A委員	<p>セダン車両の運転者で、社会福祉士、介護福祉士の資格を持っている方はいるので ですか。 運転者の違反等は、ありますか。 料金について、2km以下の近距離について、タクシー料金の1/2になっていない ようですが、平均の走行距離としては、どの程度でしょうか。</p>
ブリッジ	<p>社会福祉士、介護福祉士の資格は持っていません。 運転免許の5年更新は1名、その他は3年更新です。ただし、違反としては、駐車 違反のみで、スピード違反等はありません。利用者の安全を第一に考えております。 1人あたりの平均走行距離は、約3kmですので、タクシー料金の1/2になってい ます。</p>
会長	<p>板橋区では、運転者の研修は行ないましたか。</p>
副会長	<p>計画はしてきたのですが、今回の道路運送法の改正があったため行なっておりませ ん。</p>
会長	<p>なるべく早い時期に実施していただいた方が良いですね。NPOの責任だと思います す。安全には、2種類あって、交通安全と利用者に対する安全です。</p>
B委員	<p>計画していたのですが、今回の通達内容に合致した内容で無いため延期しました。</p>
A委員	<p>研修ですが区等が主催する研修ではダメというのが今回の通達内容です。2種免許 所持若しくは国土交通省認定の研修です。そのような研修を受講することが必要です。</p>
B委員	<p>練馬区の研修は認定されているのですか。</p>

会長	認定手続き中です。
B委員	外部研修も検討はしていますが、この機会ですので内部研修も検討しましたが、その場合こういった方を講師とすれば良いのですか。
A委員	ある区の運営協議会で承認された団体の運転者研修を区の職員が見学し、あのような運転をする車には乗りたくない旨、コメントしたと聞きました。そのような方まで研修修了ということでは、研修修了と認めるわけにはいきません。国土交通省認定の研修を受けてください。
会長	危険な運転者には、運転免許証を交付しないというの必要かもしれません。また、最近高齢者ドライバーの事故が目立っております。あまりにも高齢なドライバーについては運転を辞退していただくことも必要ですね。 「NPO 法人 ブリッジ」について、特に問題はないと思います。なるべく早い時期に運転者研修をいけていただきたいと思います。 料金について、ほぼタクシー料金の 1/2 の範囲です。今後、安全な移送を継続していく上でも料金を徴収したいということは理解できます。 移送実績・収支等のデータの蓄積をお願いします。
国土交通省	距離料金の距離単価ですが、車庫～車庫でしょうか。それとも乗車距離でしょうか。
ブリッジ	乗車距離です。利用者宅～目的地です。
会長	「NPO 法人 ブリッジ」について、承認して良いですか。
出席委員	承認
会長	第 5 回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会します。

(注1) 後日、出席委員より「資料7」 P.2 ⑧ (ハ)

「施行規則第 49 条第 3 号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。」と明記されている旨、委員への周知が必要との指摘があった。次回、運営協議会で伝えることとする。